

平成 20 年度実施 法科大学院認証評価 評 價 報 告 書

**大阪市立大学大学院法学研究科
法曹養成専攻**

平成 21 年 3 月
独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	8
第 1 章 教育目的	8
第 2 章 教育内容	10
第 3 章 教育方法	13
第 4 章 成績評価及び修了認定	15
第 5 章 教育内容等の改善措置	20
第 6 章 入学者選抜等	21
第 7 章 学生の支援体制	23
第 8 章 教員組織	25
第 9 章 管理運営等	28
第 10 章 施設、設備及び図書館等	30
<参考>	33
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	35
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	36

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

20年7月	書面調査の実施
8月	教員組織調査専門部会の開催（授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査） 評価部会の開催（基準ごとの判断の検討、優れた点及び改善を要する点等の検討）
9月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び役割分担の決定） 運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、各評価部会間の横断的な事項の審議、書面調査による分析結果の審議・決定）
11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった内容等を中心に対象法科大学院の状況を調査）
12月	評価部会の開催（評価報告書原案の作成）
21年1月	運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、評価報告書原案の整理、評価報告書原案の審議・決定、評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	運営連絡会議、評価委員会の開催（意見の申立てへの対応の審議、評価結果の確定）

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成21年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

青 山 善 充	明治大学法科大学院長
磯 部 力	立教大学教授
磯 村 保	神戸大学教授
井 上 正 仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
上 田 廣 一	サン総合法律事務所弁護士
岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
金 井 康 雄	司法研修所教官
久保井 一 匠	久保井総合法律事務所弁護士
◎佐々木 豪	前東京大学総長
滝 澤 正	上智大学教授
館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
龍 岡 資 晃	学習院大学教授
○田 中 成 明	関西学院大学教授
ダニエル・フット	東京大学教授
塚 原 英 治	東京南部法律事務所弁護士
永 井 和 之	中央大学総長・学長
中 森 喜 彦	近畿大学教授
南 雲 光 男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
長谷部 恭 男	東京大学教授
濱 田 道 代	名古屋大学法科大学院長
松 尾 龍 彦	司法評論家
三 井 誠	同志社大学教授
村 中 孝 史	京都大学教授
諸 石 光 熙	大江橋法律事務所弁護士
安 永 正 昭	神戸大学教授
山 口 幹 生	法務省法務総合研究所総務企画部付
吉 本 高 志	大学入試センター理事長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯 部 力	立教大学教授
磯 村 保	神戸大学教授
○井 上 正 仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
滝 澤 正	上智大学教授
館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
◎田 中 成 明	関西学院大学教授
棚 村 政 行	早稲田大学教授
土 井 真 一	京都大学教授
中 川 丈 久	神戸大学教授
中 森 喜 彦	近畿大学教授
長谷部 恒 男	東京大学教授
深 田 三 徳	同志社大学教授
三 井 誠	同志社大学教授
村 中 孝 史	京都大学教授
安 永 正 昭	神戸大学教授
山 本 和 彦	一橋大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第1部会)

天 野 佳 洋	駿河台大学教授
井 上 直哉	司法研修所教官
田 中 教 雄	九州大学教授
田 中 宏	田中宏法律事務所弁護士
古 江 賴 隆	東京大学教授
丸 山 秀 平	中央大学教授
○丸 山 雅 夫	南山大学大学院法務研究科長
◎安 永 正 昭	神戸大学教授
安 本 典 夫	立命館大学教授
山 川 隆 一	慶應義塾大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

磯 部 力	立教大学教授
○磯 村 保	神戸大学教授
上 野 泰 男	早稲田大学教授
笠 井 治	東京リベルテ法律事務所弁護士
河 上 正 二	東京大学教授
小 林 哲 也	小林総合法律事務所弁護士
杉 原 高 嶺	近畿大学教授
平 覚	大阪市立大学教授
滝 正	上智大学教授
田 中 成 明	関西学院大学教授
田 村 幸 一	司法研修所教官
中 森 喜 彦	近畿大学教授
野 坂 泰 司	学習院大学大学院法務研究科長
長谷部 恭 男	東京大学教授
濱 田 道 代	名古屋大学法科大学院長
丸 山 雅 夫	南山大学大学院法務研究科長
◎三 井 誠	同志社大学教授
山 川 隆 一	慶應義塾大学教授
山 口 幹 生	法務省法務総合研究所総務企画部付
山 本 和 彦	一橋大学教授
吉 原 和 志	東北大学教授

※ ○は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「I 認証評価結果」

「I 認証評価結果」では、「II 章ごとの評価」において第1章から第10章のすべての基準を満たしている場合、当該法科大学院は機構の定める法科大学院評価基準に適合していることを、また、1つでも満たしていない基準があれば、法科大学院評価基準に適合していないこと及びその理由を記述しています。

さらに、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、主な優れた点を抽出し、上記結果と併せて掲げています。

(2) 「II 章ごとの評価」

「II 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 優れた点及び改善を要する点等」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れた点、特色ある取組、改善を要する点等を記述しています。

さらに、「3 章全体の状況」には、章全体の状況について、次の4段階の判断記述に当てはめて、最も適切と判断したものを記述しています。

- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、優れた状況である。
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。
- ・ 当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。

(3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本評価報告書は、対象法科大学院を置く大学へ通知するとともに文部科学大臣に報告します。また、すべての対象法科大学院の評価結果を取りまとめた「平成20年度法科大学院認証評価実施結果報告」の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に選定されたプロジェクト「中小企業法臨床教育システム」による授業科目「中小企業向け法律相談」及び「中小企業法」が当該プロジェクト終了後も継続して開設され、養成しようとする法曹像に適った教育が実施されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員が20年以上の実務経験を有している。
- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。

II 章ごとの評価

第1章 教育目的

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1－1－1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野のものとして基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度の高い授業を行うものとされ、理論的かつ実践的な教育が体系的に実施されている。

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、進級制の採用などの設計のもとおおむね厳格に行われ、修了認定も、厳格な成績評価の蓄積を通して行われている。

1－1－2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1－1－1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

本法科大学院の教育上の理念・目的は、「大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッショナルとしての法曹の養成」として明確に示されている。また、養成する法曹像は、「①複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹、②日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹、③経済及び社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹」として明確に示され、その内容は法曹養成のための中核的機関としての法科大学院にふさわしいものになっている。

本法科大学院においては、養成しようとする法曹像に適った教育を実施するため、思考能力の涵養を図ることに重点が置かれた授業科目の設置、少人数教育による双方向的又は多方向的授業の実施、履修モデルの提示などが行われている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2－1－1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育上の理念・目的を効果的に実現するために、法律基本科目においては、1年次には基礎的な法的知識と能力の修得、2年次以降には法実務を意識した演習を中心として配置し、さらに、法律基本科目を通して修得した理論的知識と実務の架橋を意識した法律実務基礎科目、現行法を相対化し、批判的に検討する能力を涵養する基礎法学・隣接科目、法律基本科目の理解を踏まえ、多様な法分野へ発展させる展開・先端科目を配置し、基礎から応用、理論的教育から実務的教育へと段階的学修を可能とする積み上げ型のカリキュラムの編成により、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

2－1－2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目の教育内容に係る授業科目がそれぞれ開設されている。

(1) 法律基本科目としては、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目が開設されており、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容となっている。

ただし、展開・先端科目に配置されている授業科目「現代企業取引法」の教育内容が、実質的に法律基本科目に当たる。

(2) 法律実務基礎科目としては、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法文書作成、

模擬裁判、ローヤリング、クリニック及びエクスターンシップに係る授業科目が開設されており、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容となっている。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、授業科目「法社会学」、「法哲学」、「日本法制史」、「英米法」等が開設されており、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることに寄与する専門的な教育内容となっている。

(4) 展開・先端科目としては、①企業の法的ニーズに応えられる法曹、②社会的弱者を含む市民の法的ニーズに応えられる法曹、③グローバル化に伴う法的ニーズに応えられる法曹の3つの履修モデルをもとに、①企業の法的ニーズとの関連では授業科目「経済法」、「金融・保険法」、「中小企業法」等、②社会的弱者を含む市民の法的ニーズとの関連では授業科目「消費者法」、「労働法」、「社会保障法」等、③グローバル化に伴う法的ニーズとの関連では授業科目「国際法」、「国際家族法」、「国際民事手続法」等がそれぞれ開設されており、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容となっている。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

本法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏ることがないよう、必修科目、選択必修科目及び自由選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

法律基本科目については、必修科目及び自由選択科目からなり、その必修総単位数は、公法系科目 10 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 12 単位の合計 54 単位である。

法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2 単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われている。要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事訴訟実務の基礎」(2 単位)が必修科目として開設され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事訴訟実務の基礎」(2 単位)が必修科目として開設されている。法情報調査は、入学時の講習会及び必修科目である法律基本科目において適宜指導が行われ、法文書作成は、授業科目「法文書作成」が選択必修科目として開設されているほか、必修科目である授業科目「刑事訴訟実務の基礎」の中で適宜指導が行われている。また、模擬裁判は、授業科目「民事模擬裁判」及び「刑事模擬裁判」が開設され、ローヤリングは、授業科目「弁護実務基礎論」が開設され、クリニックは、授業科目「中小企業向け法律相談」が開設され、エクスターンシップは、授業科目「エクスターンシップ」が開設されている。

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち 4 単位が選択必修とされている。

展開・先端科目については、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち 18 単位が選択必修とされている。

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

本法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に選定されたプロジェクト「中小企業法臨床教育システム」による授業科目「中小企業向け法律相談」及び「中小企業法」が当該プロジェクト終了後も継続して開設され、養成しようとする法曹像に適った教育が実施されている。

【改善を要する点】

- 展開・先端科目に配置されている授業科目「現代企業取引法」の実質的な教育内容が法律基本科目に当たるため、法律基本科目に配置されるよう区分整理する必要がある。

3 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3－1－1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修を可能とする制度は採用されていない。

3－1－2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、40人が標準とされている。

3－2－1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、必要に応じて講義形式を一部併用しながら、双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施され、2年次以降の授業科目において、原則として演習形式の授業で、双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目的授業科目「中小企業向け法律相談」及び「エクスターーンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターーンシップ」においては、本法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置として、授業時間割の工夫、各授業における関係資料やレジュメの事前配付、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく利用できる自習室、判例・法令データベースの整備などが講じられている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、履修科目として登録することのできる単位数の上限まで既に登録している学生が教員判断により履修登録していない授業科目の聴講を許可されているもの、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、1年次及び2年次においては36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、38単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 聴講制度は学生に単位数相当の学修を義務付けているものであり、平成20年度において履修科目として登録することのできる単位数の上限まで既に登録している学生が聴講を許可されている例が見られたため、聴講制度の在り方について、十分検討すべきである。

3 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮などがなされ、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、成績のランク分けが設定されており、これらは法学研究科法曹養成専攻便覧に記載され、学生に周知されている。ただし、本法科大学院の成績評価においては、原則、絶対評価が用いられているが、教員判断により相対評価を用いることも容認されており、授業科目によって絶対評価と相対評価のどちらの評価方法が用いられているのか、また、相対評価を採用する場合の各ランクの分布の在り方の方針についての学生への周知が不十分な点は否めない。なお、成績評価における考慮要素については、一部の授業科目において、考慮要素の合計点が適切でないものや、平常点が全員ほぼ一律満点となっているものがあるものの、期末試験、小テスト、レポート、平常点等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績に関する疑義申立て制度及び教員間での成績分布データの共有などがとられている。

成績評価の結果については、成績分布データ、採点基準などの必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、当該試験に係る再試験について、一部の授業科目において、期末試験の問題を再試験のレポートとして課しているものや、期末レポートとして課したテーマと同一のテーマで再レポートを課しているものがあるものの、おおむね厳正な成績評価が行われている。なお、追試験については、一の授業科目において、本来、追試験の対象となる学生に追試験が実施されていないものの、一定の要件に該当する学生にのみ実施され、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないようおおむね配慮されている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、法学未修者についてのみ、他の大学院において履修した授業科目について修

得した単位、及び入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位をもとに、本法科大学院における単位として認定することが可能とされている。この場合においては、教務委員が学生と面接した結果を踏まえ、専攻会議において単位を認定することとされており、本法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないとともに、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、これらは法学研究科法曹養成専攻便覧に記載されているほか、ガイダンスにおいて学生に周知されている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アトイによる単位と合わせて30単位（アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。（基準2-1-3参照。）

本法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、94単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、法学未修者については、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、合計30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、30単位を超えない範囲で本法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 10 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 12 単位、法律実務基礎科目 10 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 18 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3 分の 1 以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、本学法学部の定期試験等における過去の出題問題を調査した上で試験問題を作成するほか、採点の際の匿名性が確保されるなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置がとられている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、刑事法（刑法、刑事訴訟法）、商法（会社法、商法総則）、民事訴訟法について論述式で実施されている。

法学既修者に対しては、1 年間の在学期間の短縮を認め、30 単位を修得したものとみなしている。この 30 単位については、1 年次の必修科目である 30 単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第 4 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 本法科大学院の成績評価について、絶対評価を基本とするが、担当教員の判断により相対評価を採用する授業科目があることを、学生に明示的に周知する必要がある。
- 成績評価について、相対評価を採用する際の各ランクの分布の在り方の方針を法科大学院として定め、学生に周知する必要がある。
- 一部の授業科目において、成績評価における考慮要素の合計点が適切でないため、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 成績評価における考慮要素について、平常点が全員ほぼ一律満点となっている授業科目が複数あるため、平常点の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 一の授業科目における再試験において、本試験と同一の問題がレポートとして課されており、また、一の授業科目における再レポートにおいては、期末レポートとして課されたテーマと同一のテーマが課されているため、厳正な成績評価及び適切な単位認定の在り方という観点から、再試験及び再レポートの出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 一の授業科目において、2 回の筆記試験が行われているが、追試験の受験資格と同一の正当な理由により、いずれかの試験を受験できなかった場合には、受験可能であったいずれかの試験結果を当該受講

者の試験評価点としており、厳正な成績評価及び適切な単位認定の在り方という観点から、追試験の実施方法について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。

3 第4章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5－1－1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「FD委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学外の研修への派遣、「FD委員会」による学生に対する授業アンケートの実施、「FD委員会」が中心となって実施される教員懇談会においてアンケート結果などに対する意見交換が行われている。

5－1－2 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

本法科大学院においては、実務家教員が教育上の経験を確保できるよう、研究者教員との共同授業の実施、研究者教員との共同によるテキストの編纂、学内講演会における研究者教員との質疑応答、学外の研修への参加などを通じて、教育上の経験を積む取組に努めている。

また、研究者教員が実務上の知見を確保できるよう、実務家教員との共同授業の実施、実務家教員との共同によるテキストの編纂、学内講演会における実務家教員との質疑応答などを通じて、担当授業科目に関する実務上の知見の補完に努めている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6－1－1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試委員会」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる教育上の理念・目的に照らして、「新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを發揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲を有している人」として設定し、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の教育上の理念・目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6－1－2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、法学未修者、法学既修者を対象に、それぞれ第1次選抜、第2次選抜を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6－1－3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点、過去の入試状況（合格者数、出身大学、法律科目試験問題、小論文試験問題等）が公表されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6－1－4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1次選抜において適性試験の成績を主とした審査を行い、第2次選抜において、法学未修者については小論文試験、法学既修者については法律科目試験を課し、適性試験の成績及び提出書類の審査による成績とを総合的に判断することにより、本法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6－1－5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、

自己評価書のほか、語学能力を証明する書類及び公的資格を証明する書類の提出によって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成 16 年度は約 57%、平成 17 年度は 40%、平成 18 年度は約 39%、平成 19 年度は約 40%、平成 20 年度は約 28%であり、3割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員 225 人に対し、平成 20 年度の在籍者数は 177 人であり、在籍者数について妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数が決定されており、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

以上の内容を総合し、「第 6 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第 6 章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、教育上の理念・目的に照らして、入学から修了までの間、各学期の授業開始前の科目ガイダンスの実施、担当教員制、オフィスアワーの設定などによって、適切な履修指導ができる体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前において前期開講科目の学習に関する書面を配付し、希望者に対する個別相談及び法分野ごとの勉強の仕方に関する出席任意の説明会を行うとともに、入学時においてもガイダンスが行われ、履修方法、履修モデル等が説明されるなど、履修指導の体制が十分にとられている。

特に、法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目的学修が適切に行われるよう、入学前に法学入門書等を紹介する文書を配付するほか、入学時のガイダンスにおいて各授業の内容や進め方に関する説明がなされるとともに、担当教員制、オフィスアワーの設定など、履修指導において特段の配慮がなされている。

また、法学既修者に対しては、法学既修者の認定の方法に応じた理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導として、担当教員制、オフィスアワーにおける履修指導、各学期の授業開始前の科目ガイダンスなどが行われている。

7-1-2 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

本法科大学院においては、目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるように、全教員によるオフィスアワーの設定、複数教員による担当教員制の整備がなされ、教員室や非常勤教員控室において、学習相談や助言が行われている。なお、オフィスアワーの予約方法等は、全員参加の科目ガイダンスにおいて、事前周知が図られている。

また、学生の意見を汲み上げるため、メールを活用した相談、教務委員が学生からの要望、相談及び問い合わせに応じるなど、多様な学習相談、助言体制が整備されている。

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、アカデミックアドバイザーの配置が検討されており、各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構及び民間奨学団

体からの奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学科減免及び授業料減免・分納制度並びに経済的支援を目的とする全在学生を対象とした大学独自の奨学金及び学術奨励を目的とする本法科大学院学生のみを対象とした大学独自の奨学金制度が整備されている。

修学や学生生活については、保健管理センターにおいて内科診療、健康相談及びカウンセリングが行われている。また、各種ハラスメントの対応として、全学的に規程及びガイドラインを定め、相談員として担当教員が配置されているほか、セクシュアル・ハラスメントについては、大阪市立男女共同参画センターの女性相談員にも相談できることとしているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、身体に障害のある入学志願者に対して、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知されており、入学者選抜において、等しく受験の機会が確保され、障害の種類や程度に応じた措置や対応をとるよう努めている。

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、スロープ、エレベーター、身障者用トイレを設置するなど整備充足に努めている。

身体に障害のある学生に対しては、対象となる学生が入学した際には、修学上必要な支援、措置を講じる予定であり、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

本法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、担当教員及びオフィスアワーにおける実務家教員による相談・助言など、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【特記すべき事項】

- 学術奨励を目的とする本法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。

3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「スタッフ」を通じて学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「スタッフ」を通じて学内外に開示されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、「法曹養成専攻会議」が設置する「選考委員会」において、教員選考基準に基づき審査し、「法曹養成専攻会議」の議を経て、「法学研究科教授会」において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、「法曹養成専攻会議」で審議・決定する方法がとられており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員 15 人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育上の理念・目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されているとともに、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30 歳代から 60 歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員 20 年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、「法曹養成専攻会議」の構成員であり、教育課程の編成その他の本法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-3-2 基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、必修科目であり、その授業は約 9 割が専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、年間 20 単位を超える専任教員が 2 人いるものの、他の専任教員は 20 単位以下となっており、適正な範囲内にとどめられている。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられるよう努めている。

8－5－3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、法学研究科・法学部事務室に教務・入試・学生関係等の事務を行う職員が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動が、ウェブサイトの「スタッフ」を通じて学内外に開示されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員が20年以上の実務経験を有している。

【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成のバランスがとれている。

3 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法曹養成専攻長が置かれている。

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、「法曹養成専攻会議」が置かれている。当該専攻会議は、専任教授及び准教授（なし専任教員を含む。）により構成されており、本法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、管理運営を行うために、「法学研究科・法学部事務室」が組織され、教務、会計、学生支援、専攻会議、研究助成等に関する事務を担当する職員が配置されている。

また、各種研修の実施により、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を実施するために、設置者により相応な経費が負担されており、本法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮され、教育活動等を実施するに相応な財政的基礎を有している。

また、設置者に対する法学研究科の予算要求・折衝に法曹養成専攻長が参加し、法科大学院の意見を表明できる体制となっており、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

9-2-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、目的及び社会的使命を達成するための教育活動等の状況についての自己点検及び評価を行う独自の組織として「自己評価委員会」が設置され、自ら点検及び評価を行い、その結果は、「自己評価書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価を行うに当たって、独自の組織として「自己評価委員会」が設置され、「教育目的」、「教育内容」、「教育方法」、「成績評価及び修了認定」、「教育内容等の改善措置」、「入学者選抜等」、「学生の支援体制」、「教員組織」、「管理運営等」、「施設、設備及び図書館等」の項目が設定されている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、「自己評価委員会」が中心となり、関係委員会と連携した実施体制が整備されている。

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による検証を行うよう努めている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院における教育活動等の状況については、ウェブサイトへの掲載、学生募集要項、パンフレット等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

9-3-2 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

本法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、学生募集要項、パンフレット等を通じて、毎年度、公表されている。

9-4-1 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

本法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、自己評価委員会により収集され、法学研究科・法学部事務室に保管することとされている。また、評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から5年間保管することとされている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室、事務室等の施設が整備されている。教室、演習室、法学研究科資料室については本法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。

教室及び演習室については、提供される授業を支障なく実施することができるよう整備されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる講師控室が整備されている。

教員が学生と面談することのできる施設については、各教員の研究室のほか、事務室内の共用スペースが整備されており、スペースが確保されている。

事務室については、すべての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

学生の自習室については、本法科大学院専用であり、学生総数に対して、支障なく利用できる数の自習机が配置されるとともに、休祝日関係なく午前8時50分から午後9時50分まで（日・祝日は午後7時50分まで）使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、自習室は法曹養成専攻資料室と別の建物にあるものの、自習机からパソコンを使用し、大学全体の蔵書を検索することが可能であることなど、自習室と法曹養成専攻資料室との有機的連携が確保されている。

10-2-1 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するため必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、教室及び演習室には、プロジェクタ、ビデオデッキ、DVDデッキ等の視聴覚機器等が配備されている。また、自習室には無線LANが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、「TKC法科大学院教育研究支援システム」を通じて法律判例情報が検索できる環境が整備されている。

10-3-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するため必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館として、法曹養成専攻資料室、法学研究科資料室及び学術情報総合センターが

整備されている。

法学研究科資料室は本法科大学院が専用とする施設ではないが、本法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。

法学研究科資料室には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

法曹養成専攻資料室、法学研究科資料室及び学術情報総合センターには、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書及び資料が備えられている。

法曹養成専攻資料室の所蔵する図書及び資料については、カードキーによる入退室管理を行うほか、専攻会議において新刊法律図書リスト及び学生からのリクエストを精査した上で必要な図書を整備するなど、管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、複写機、プリンタ及び法令・判例等を検索するためのパソコン、判例集・法令集のDVD等が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 法学研究科資料室に司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えた職員が配置されている。

3 第10章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

<参考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

大阪市立大学大学院法学研究科
法曹養成専攻

(2) 所在地

大阪府大阪市

(3) 学生数及び教員数

(平成 20 年 5 月 1 日現在)

学生数：177 人

教員数：16 人（うち実務家教員 3 人）

2 特徴

法曹養成のための専門職大学院である大阪市立大学法科大学院は、平成 16 年 4 月、大学院法学研究科の「法曹養成専攻」として設置され、専任教員 16 名、学生定員 225 名から構成されている。

前年の平成 15 年は、大阪市立大学法学部が、昭和 24 年法文学部として発足し、その後昭和 28 年に法学部として独立して以来、創立 50 周年を迎えた節目の年であった。法科大学院の母体とも言える大阪市立大学法学部及び大学院法学研究科には、現在、法学及び政治学の幅広い分野にわたって総勢 42 名の教員が在籍し、創立以来の自由と民主主義の学風のもとで教育と研究に日々努力している。また、半世紀という歳月のなかで、多くの優れた研究者を輩出し学界に多大な貢献を行うとともに、8 千余名にのぼる有為の卒業生を社会のさまざまな分野に送り出してきた。大阪市立大学法科大学院は、このような半世紀にわたる伝統と成果を基礎として、法学部及び法学研究科の全体の支援を受けながら設置・運営されるものである。

本法科大学院は、「都市で学ぶ、都市から学ぶ法科大学院～市民のための法曹養成を目指して」というキャッチ・フレーズを掲げて創設された。それは、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、眞のプロフェッショナルとしての法曹を養成することを目標とするという趣旨である。大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわ

る問題、そして、大都市が経済及び社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院は、上記に掲げるような目標の下に、これら 3 つの法的問題領域を念頭に置き、それぞれに対応した高度の専門性を備えた法曹の養成を行っている。とりわけ、大都市大阪で法実務を行っている実務家を教員として迎え、大都市で発生する様々な紛争事例を生きた教材として扱うことにより、先端的な法的問題に対応する能力の涵養を図っている。

とりわけ、文部科学省の平成 16 年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムとして採択され本法科大学院の「中小企業法臨床教育システム」は、以上のような教育目標を具体的に実践するものである。本システムは、「大阪市立大学中小企業支援法律センター」における無料法律相談の実施を教育カリキュラムに取り入れ、大阪市域及びその周辺に集中的に立地する中小企業が抱える様々な法的ニーズに総合的に対応できる法曹の養成を目指している。本法科大学院の学生は、中小企業に関連した法実務の現場で何が行われているのかを理解し、その法実務の現場において、法の素人にも理解可能なかたちでの的確な法的アドバイスを与えることができるだけの知識と技能を身につける絶好の機会を提供されている。

また、現行法についての知識のみならず、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を高めるため、基礎法科目や外国法科目を充実させ、その履修を学生に推奨している。これにより、現行法についての十分な知識とそれを適切に活用することのできる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものと見ることなく法の発展に寄与することのできる「善き法律家」を育てることを目指している。さらに、エクスターンシップを正規の授業科目として取り入れ、学生が市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供している。これにより、善もなせば悪もなす人間という存在への深い関心と愛着をもちつつ、社会正義の実現にコミットすることができる「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」を育てることを目指している。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 教育上の理念及び目的

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（以下、本法科大学院という）は、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッショナルとしての法曹の養成を目指す。真のプロフェッショナルと呼びうるためには、まず第1に、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを發揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していかなければならない。第2に、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていかなければならない。そして第3に、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していかなければならない。本法科大学院は、大都市という環境の中で、こうした意味での真のプロフェッショナルとしての法曹の養成を目指す。

2 養成しようとする法曹像

大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済及び社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院は、上記の理念及び目的を踏まえたうえで、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指す。

第1は、複雑化しつつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹である。第2は、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹である。第3は、経済及び社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。

3 教育課程編成の考え方

上記の理念及び目的を踏まえて、以下のような考え方に基づいて教育課程を編成する。まず、法律基本科目に属するほとんどの科目を必修科目とし、全ての法曹に不可欠な法的知識と考え方を全ての学生に確実に身に付けさせ、加えて、展開・先端科目に属する多数かつ多様な科目を選択必修とし、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を高めるための教育を行う。また、現行法についての十分な知識のみならず、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を高めるため、基礎法科目や外国法科目を充実させ、かつ、その履修を学生に推奨する。これにより、現行法についての十分な知識とそれを適切に活用することのできる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものと見ることなく、法の発展に寄与することのできる「善き法律家」を育てることができる。加えて、エクステーンシップ等の法律実務基礎科目により、学生が市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供する。これにより、善もなせば悪もなす人間と言う存在への深い関心と愛着をもちつつ、社会正義の実現にコミットすることができる「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」を育てることができる。